論　文

鹿児島の家族と婦人の老後問題

保坂恵美子

一、はじめに

昭和五五年の国勢調査によると、鹿児島県の人口老齢化率は一三・〇%で、島根県（一三・五%）、高知県（一三・四%）に次ぐ、全国第三位の老齢化率の高い県となっている。

このような人口老齢化率の高さとともに、鹿児島県では、核家族世帯率が非常に高い。一般世帯総数に対する核家族世帯率は、全国平均六〇・三%に対して、鹿児島県では六五・一%と全国平均を上まわり、埼玉県（六七・九%）、大阪府（六六・〇%）、神奈川県（六五・〇%）、北海道（六五・二%）に次ぐ、全国第五位の高い核家族世帯率を示している。

また、六五歳以上の親族がいる一般世帯の中で、単独世帯の占める割合をみると、全国平均一〇・九%に対して、鹿児島県は二五・一%と著しく高く、同様に夫婦のみ世帯についても、全国平均一五・七%に対して、鹿児島県は二六・六%と高い割合を示している。いずれの場合も、鹿児島県の高齢単独、高齢夫婦のみ世帯率は、全国第一位の高い位置づけとなっている。

昭和五五年における県内の六五歳以上人口の男女別内訳は、男四割（四〇・四%）対女六割（五九・六%）で、女の割合の方が高い。六〇歳以上の年齢について、男女別の有配偶・死別の関係をみると（図1）、六〇―六四歳で夫が妻と死別するのは四・五%にすぎないが、妻が夫と死別するのは三二・四%と非常に高い。その後、高年齢になると共に、男女共配偶者と死別する割合は高くなるが、どの年齢についてみても、夫が妻と死別する割合よりも、妻が夫と死別する割合の方がはるかに高い。鹿児島県では、六〇代前半で三人中一人の婦人が夫と死別し、六〇代後半では二人のうち一人、七〇代前半では

五人のうち三人、七〇代後半では七割の婦人が夫と死別している。

このように、高年齢になるにつれて、配偶者と死別する婦人が増加する傾向は、全国平均もほぼ同じであるが、鹿児島県の場合には、高齢夫婦のみ、高齢単独世帯率の高いことから、配偶者との死別後も、そのまま一人暮らしを続けるケースが多いことになる。つまり、鹿児島の婦人の老後問題は、わが国の高齢化社会における婦人の老後問題を先取りしたものとして注目される。

図1　鹿児島県の有配偶・死別者の割合
－60歳以上・年齢別・性別－

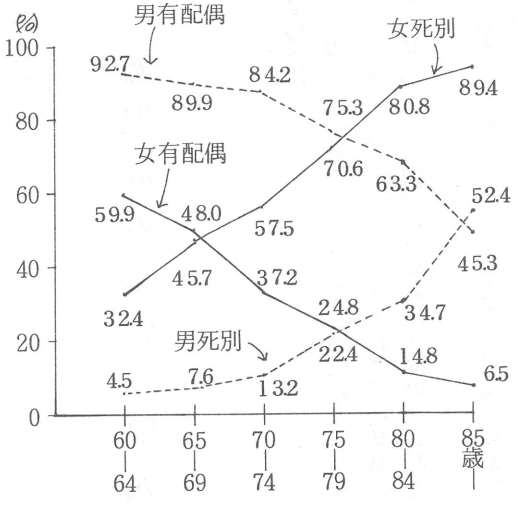

資料：昭和５５年国勢調査より

二、鹿児島の家族の特徴

一般世帯における核家族世帯率の高さが、高齢核家族世帯率の高さにも結びつくかという問題は、議論の分かれるところであるが、全国に比べて鹿児島県では、核家族世帯人員率（七一・七％）の高さが、高齢単独・高齢核家族世帯人員率の高さ（六七・八％）に、そのまま移行する割合が高く、「その他の親族世帯」の割合は、全国五九・九％に対して、鹿児島では三二・一％と著しく低いことが示されている（表1）。

とりわけ、鹿児島の高齢単独・高齢夫婦のみ世帯人員率の合計は、五三・五％と過半数に達しており、全国の二七・四％の二倍の高さになっている。つまり、鹿児島の高齢者家族は、その分だけ、老後にも同居家族には移行しにくい特徴をもっている。この特徴は市部のみでなく、鹿児島県では郡部にも共通にみられる特徴である。

鹿児島の家族における同居・別居の特徴を理解するための手がかりとして、昭和五四年度に厚生省人口問題研究所が実施した、「人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査」の資料を引用したい。同調査では都市家族として東京都区部（目黒・墨田

表1　一般世帯の核家族世帯人員率と65歳以上の世帯人員率（%）

	核家族世帯人員率	65歳以上一般世帯人員の世帯類型				
		単独	核家族世帯人員		その他の親族	非親族
			夫婦のみ	未婚子有		
鹿児島県	71.7	20.1	33.4	14.3	32.1	0.1
市部	74.5	19.7	33.4	15.8	31.0	0.1
郡部	68.3	20.3	33.5	13.1	33.0	0.1
全国	62.3	8.6	18.8	12.6	59.9	0.0

資料：昭和55年国勢調査

区）、東北日本地域として山形市と宮城県郡部（桃生・米山・志波姫町）、西南日本地域として広島市と鹿児島県郡部（大根占・祁答院・大浦町）の家族を標本に選定している。また、同調査を手がかりにして、昭和五九年には、鹿児島女子短期大学が鹿児島市の家族調査を実施しており、これらの資料を引用しながら、鹿児島の家族の同居・別居の実態、および意識をまず明確にしておく必要がある。

表2は、六〇歳以上の高年者の同居・別居と、別居子との居住関係を示している。鹿児島の同居率は、山形市・宮城県郡部などの東北日本地域に比べて軒なみ低く、西南日本地域に属する広島市と類似している。しかし、大浦町・鹿児島市などでは、広島市よりも別居率は更に高い。

別居子との時間的距離を「一〇分以内」「一〇分以上・一時間以内」「一時間以上」の三区分で表すと、一〇分以内の近接別居は、東京都区部や大根占町ではほぼ三人に一人の割合で高く、「一〇分以上・一時間以内」の中距離別居も含むと、鹿児島市・広島市では六〇%以上がこの範囲内に別居子との居住関係をもっている。しかし鹿児島県内でも祁答院町では、一時間以上の遠距離居住者の割合が6割を越え、宮城県郡部の5割よりも高い。

別居子との接触頻度を、原資料に対応させて、「ほと

表２　高年者の同居・別居と居住関係　－６０歳以上－　　（実数・％）

		総数	同・別居		別居					
			同居	別居	時間的距離			接触頻度		
					十分以内	一時間以内	一時間以上	密	中	疎
鹿児島県	鹿児島市	92	38.0	74.9	18.9	47.1	28.3	51.0	17.0	24.5
	大根占町	401	55.4	44.6	36.9	17.9	42.5	44.1	18.4	34.1
	祁答院町	491	58.2	41.3	17.2	16.7	62.6	26.1	34.5	32.5
	大浦町	392	36.0	63.8	21.6	12.4	38.8	28.4	21.6	41.2
東京都区部		734	69.6	30.1	32.1	26.7	40.7	41.6	40.3	15.4
広島市		544	54.8	44.9	24.2	37.3	37.7	44.7	28.3	23.8
山形市		933	82.9	16.4	12.4	38.6	45.8	40.5	19.0	30.7
宮城県郡部		1352	92.2	7.0	16.0	22.3	52.1	27.7	23.4	31.9

注）不明を合計して１００％の構成比である。

資料：鹿児島市については「鹿児島市における家族生活に関する総合調査報告書」昭和５９年３月、鹿児島女子短期大学附属南九州地域科学研究所・鹿児島市以外については「人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査」昭和５５年５月・厚生省人口問題研究所より作成

んど毎日」「週一回以上」を「密」、「月一―二回」を「中」、「年一回以上」「ほとんど会わない」を「疎」と区分してみると、鹿児島市の「密」の割合は非常に高い。また、大根占町・東京都区部・広島市・山形市などでも、「密」の割合は四割に達しているが、反対に「疎」の割合は、大浦町で四割、大根占・祁答院・山形市・宮城県都部などでは三割と、鹿児島県郡部および東北地域でやや高い。このうち、東北地域より、鹿児島県の別居率ははるかに高いので、絶対数において、別居子との「疎」の関係にある高年者数は、鹿児島の方が高いことになろう。

次に表３で、子供との同居・別居の考え方をみておくと、「できる限り一緒に暮らす」という考えは、東北日本地域では非常に強いが、東京都区部・広島

表3　子供との同居・別居の考え方　－60歳以上－　（実数・%）

		総数	できる限り別居するのがよい	別居するのもやむを得ない	できる限り一緒に暮らすのがよい	親が元気なうちは別居、弱ったら同居	常に行き来できれば別居してもよい	その他	不詳
鹿児島県	鹿児島市	92	19.6	10.9	5.4	31.5	28.3	0.0	4.3
	大根占町	430	5.6	13.7	20.8	45.8	13.5	0.7	0.7
	祁答院町	536	9.5	16.8	30.6	28.4	11.4	0.6	2.8
	大浦町	470	21.5	14.7	11.7	31.1	12.6	0.2	8.3
東京都区部		793	13.5	15.1	31.0	23.1	15.8	0.8	0.8
広島市		626	12.0	11.7	28.0	24.4	18.2	0.3	5.4
山形市		986	4.9	6.7	65.5	10.3	5.9	0.3	6.4
宮城県郡部		1,483	1.6	3.6	75.5	3.7	1.5	0.2	14.0

資料出所：表2と同じ

市・鹿児島県などではあまり強くない。とりわけ、鹿児島市や大浦町などではこの考えは支持されず、これらの市町では他の地域に比べて「できる限り別居するのがよい」という考えが強い。全般的に鹿児島県の同居・別居の考え方は、「親が元気なうちは別居し、身体が弱ったら同居」という考え方が強く、東京都区部・広島市などより、この比率が高い。また、鹿児島市では、「常に行き来できれば別居」の割合も高く、鹿児島の別居志向は東京都区部・広島市などと共に、全般的に強いことがうかがわれる。

三、婦人の階層構造と同・別居意識

婦人が望ましいと考える老後生活について、鹿児島県が実施した「婦人の生活実態と意識」（昭和五五年一一月）、および筆者が実施した隼人町の婦人調査でみてみると（表4）、県全体では「同居」三〇%、「別居」三二%、「具体的に考えていない」三二%と、回答はほぼ三等分されている。「同居」の場合は、経済的負担をかけない同居（二二%）が望まれており、「別居」の場合は、完全別居（二九%）を望むものの割合が高い。

隼人町の場合には、「同居」三一・三%で県全

表4　婦人の望ましい老後の生活　　－鹿児島県および隼人町－

			N	同居		別居		老人ホーム等	その他	具体的に考えていない	不明
				完全扶養	経済的負担をかけない	完全別居	経済援助必要				
鹿児島県婦人	全体		1,685	8%	22%	29%	4%	5%	1%	32%	0%
	年齢	20代	275	3	15	31	3	3	1	44	—
		30代	354	4	21	32	4	4	—	35	1
		40代	430	9	25	27	4	4	1	29	1
		50代	467	9	24	27	5	5	1	29	—
		60代	159	20	21	26	5	7	1	21	—
	ライフステージ	独身期	105	4	11	25	4	1	1	55	—
		家族形成期	40	3	18	33	—	5	—	43	—
		家族成長前期	294	3	21	35	3	4	1	34	0
		家族成長中期	369	7	26	30	4	3	1	30	1
		家族成長後期	146	9	22	28	8	5	1	25	2
		家族成熟期	238	19	26	26	3	1	0	24	—
		高齢期	89	15	25	34	8	6	—	14	—

隼人町婦人	全体		393	4.1	27.2	42.5	2.5	5.3	0.8	16.0	1.5
	配偶関係	有配偶	308	1.3	28.6	47.7	1.9	4.2	0.6	14.3	1.3
		死別	47	21.3	25.5	23.4	4.3	10.6	2.1	10.6	2.1
		離婚	7	14.3	28.6	28.6	—	—	—	14.3	14.3
		未婚	28	3.6	17.9	17.9	7.1	10.7	—	42.9	—
	家族形態	単身	31	6.5	19.4	32.3	6.5	16.1	3.2	12.9	3.2
		核家族	302	3.3	26.2	46.4	2.6	4.0	0.7	15.9	1.0
		拡大家族	47	4.3	42.6	31.9	—	2.1	—	19.1	—
		その他	10	20.0	20.0	10.0	—	30.0	—	10.0	10.0
	帰属階層意識	上流	17	23.5	35.3	23.5	—	5.9	—	5.9	5.9
		中流	308	2.3	27.3	45.5	1.9	4.9	0.6	16.6	1.0
		下流	61	8.2	24.6	32.8	6.6	8.2	1.6	16.4	1.6
	性役割意識	固定論	191	2.1	28.3	47.6	3.1	4.2	1.0	11.5	2.1
		平等論	112	6.3	30.4	44.6	1.8	5.4	—	10.7	0.9
		回等保留	88	5.7	20.5	28.4	2.2	8.0	1.1	33.0	1.1

資料：鹿児島県婦人は「婦人の生活実態と意識調査」鹿児島県・昭和55年11月より　　隼人町婦人は筆者の調査より

体の傾向とあまり変わらず、「別居」については四五％と県全体より比率が高い。県全体に比較して、隼人町婦人の場合、「具体的に考えていない」と答えたものの割合が低く（一六％）、この低くなった分が全て「別居」に移行しているが、「同居」の比率には変化がない。

この三割の「同居」志向を、表2の「できる限り一緒に暮らす」という考えと比較すると、鹿児島県の婦人の同居志向は、東京都区部・広島市・祁答院町などの同居志向の割合と、ほぼ合致するものとなっており、老後の一人暮らしの可能性の強い婦人が、必ずしも「同居」を望んでいる訳ではないことを示している。

しかしながら、年齢別にこれをみると、婦人の望ましい老後意識は、高年齢になるにつれて、やや別居志向を減少させ、同居志向を強めている。中でも完全扶養の「同居」希望は、五〇代ではわずか九％であったものが、六〇代では二〇％と高い割合を示している。しかし、この意識の変化は、「別居」希望者が「同居」希望者に転向したというよりも、鹿児島の婦人の場合、「具体的に考えていない」と答えていたものが、老後というさし迫った事態の中で、完全扶養の「同居」に移行したことの影響の方が、むしろ大きい。更に、それが不可能な場合には、老人ホームへの希望も高まっており、六〇代以降になると、同居・別居の考えにも変化が生じることがわかる。

ライフステージでこれをみると、子供の成長と共に、婦人の同居志向は強まり、家族成熟期（末子が教育終了後同居している世帯）には、婦人の「同居」希望は四五％の高さに達し、「別居」希望の二九％よりも、はるかに高い。しかし、高齢期（六〇歳以上で子供と同居していない世帯）になると、「同居」希望四〇％に対して、「別居」希望は四二％と再び強まり、最終的には「同居」「別居」がほぼ半数ずつの割合になっている。これは「具体的に考えてない」と答えていたものが、「別居」希望に相当数移行したためと考えられるが、いずれにしても、婦人の同居・別居意識が、年齢・ライフステージなどの、家族の変動的要因によって、変化することは否定できない。

婦人の同・別居意識に大きな変化を与える要因を、隼人町婦人調査で探ってみると、カイ二乗検定で、信頼度九九％以上の有意水準として取り出された項目には、先の年齢、ライフステージの外、配偶関係、家族形態などの家族変動要因と、帰属階層意識、性役割意識などの価値意識的要因が含まれるが、婦人の職業、世帯主の職業、住宅などの項目は、相関性は高くない。

配偶関係については、死・離別者の同居志向は、有配偶者に比べて高く、中でも完全扶養を望む割合が高い。

これに対して有配偶者は別居志向が強く、中でも完全別居を望む割合が高くなっている。一方、未婚者の場合には、「具体的に考えてない」の回答比率が高い。また、老人ホーム等の希望は、死別者と未婚者に一割程度含まれているが、有配偶者の場合には、半分以下の低い比率にとどまっている。未婚者に老人ホーム等の希望が高いのは、この中に高年齢の未婚婦人が一部含まれるためである。

家族形態別の相違は、拡大家族の同居志向が最も強く、中でも経済的負担をかけない同居を希望するものが多い。これに対して、核家族の婦人達は、別居志向、中でも完全別居を強く望むものが多い。単身者の場合にも、完全別居の考えは、「同居」よりも強いが、この婦人達は他の婦人より経済援助を必要とする別居や、老人ホーム等の希望が高くなっている。

一方、価値意識的要因として、帰属階層意識をみると、上流意識をもつ婦人は、最も同居志向が強く（上流五八・八%、中流二九・六%、下流三二・八%）、中でも、完全扶養を望む割合が高い（上流二三・五%、中流二・三%、下流八・二%）。また、別居志向は中流意識の婦人に強く（上流二三・五%、中流四七・四%、下流三九・四%）、下流意識の婦人もこれに準じているが、中流意識の婦人の中で、経済援助を必要とする別居希望は一・九%と少なく、その大多数が完全別居であるのに対して、下流意識の婦人の場合は、経済援助を必要とする別居が六・六%含まれており、生活程度の相違をうかがわせるものとなっている。更に、老人ホーム等の希望も、下流意識の婦人でやや強くなっている（上流五・九%、中流四・九%、下流八・二%）。

性役割意識については、「男は仕事、女は家庭」の性役割固定論に賛成の婦人は、「男女とも外で働き、家事・育児も平等に」とする平等論に賛成の婦人に比べて、別居志向がやや強く（固定論五〇・七%、平等論四六・四%）、反対に平等論に賛成の婦人は、固定論の婦人に比べて同居志向が強くなっている（固定論三〇・四%、平等論三六・七%）。一方、性役割意識について、「いちがいに言えない」と回答保留した婦人達の同・別居意識は、他の婦人達に比べてどちらの比率も低く、代わって、老人ホームの希望（固定論四・二%、平等論五・四%、保留八・〇%）、および「具体的に考えてない」の比率が高い（固定論一一・五%、平等論一〇・七%、保留三三・〇%）。

以上のことから、鹿児島の婦人の中で最も強く別居志向を維持しているのは、若年、有配偶、ライフステージは未婚から家族形成期（三九歳までの夫婦だけの世帯）、家族成長期の前期（末子が六歳未満）、中期（末子が小

・中学生）、後期（末子が高校・大学生）の全過程にある核家族世帯の類型、性役割意識における固定論の理念をもち、中流の帰属階層意識をもつ婦人達が、この類型に該当する。

一方、同居志向の方は、この類型から外れた婦人達、すなわち、老年、配偶者との関係において死別・離別者、ライフステージは家族成熟期から老齢期の段階にあり、拡大家族の形態をもち、性役割意識における平等論の理念と、上流の帰属階層意識をもつ婦人達が、最もよくこの考えを維持している。

更に、老人ホームの希望は、この類型からも外れた婦人達、すなわち、老年、配偶者との関係において未婚・死別者、ライフステージとはあまり関係なく単身、性役割意識における回答保留と下流の帰属階層意識をもつ婦人達が、最も強く老人ホームとの関連を強めていることになろう。

以上のように詳細に検討すると、鹿児島の婦人の同居・別居の意識にも、地域規定要因のみにはとどまらない家族変動的要因や価値意識的要因などの、多面的な影響が認められ、婦人の階層構造との関連を強くしている。

四、世代間交流と同居・別居の意識

老後問題からみた場合、世話される側は老年、世話する側は若年と単純化されるが、若年世代は核家族志向が強く、老年世代は同居希望を強めていくとするならば、この世代間意識のズレは、相互の考えを排除し合っているのであろうか。そのため、鹿児島では、高齢単独・高齢夫婦のみ世帯率が高くなっているのであろうか。

筆者の隼人町婦人調査によると、世話すべき親族がいると答えた婦人のうち、親族の望ましい老後として、完全同居（三二・三%）と経済別の同居（一〇・一%）を合わせて、「同居」と答えた婦人の割合は四二・四%に達している。これに対して完全別居（七・九%）・経済援助の別居（一九・〇%）を合わせて、「別居」と答えたのは二六・九%で、親族の望ましい老後については、「同居」を考える婦人が多い。

図2によって、同町婦人の、自分の老後と世話すべき親族の老後意識をみると、若い婦人達、とりわけ四〇歳代以下の婦人は、確かに自分の老後については、「同居」より「別居」を考えるものが多いが、親族の老後については「同居」を考える割合が三〇―四〇歳代では、五〇%台に達している。中でもこの同居方式は、完全同居の割合が高く、「別居」の場合も、経済援助の別居を考えているものが多い。

つまり世話する側の、三〇―四〇歳代の婦人の意識は、自分の老後は別居であっても、世話すべき親族の老後は

図２　自分の老後・世話すべき親族の老後　　―隼人町婦人―

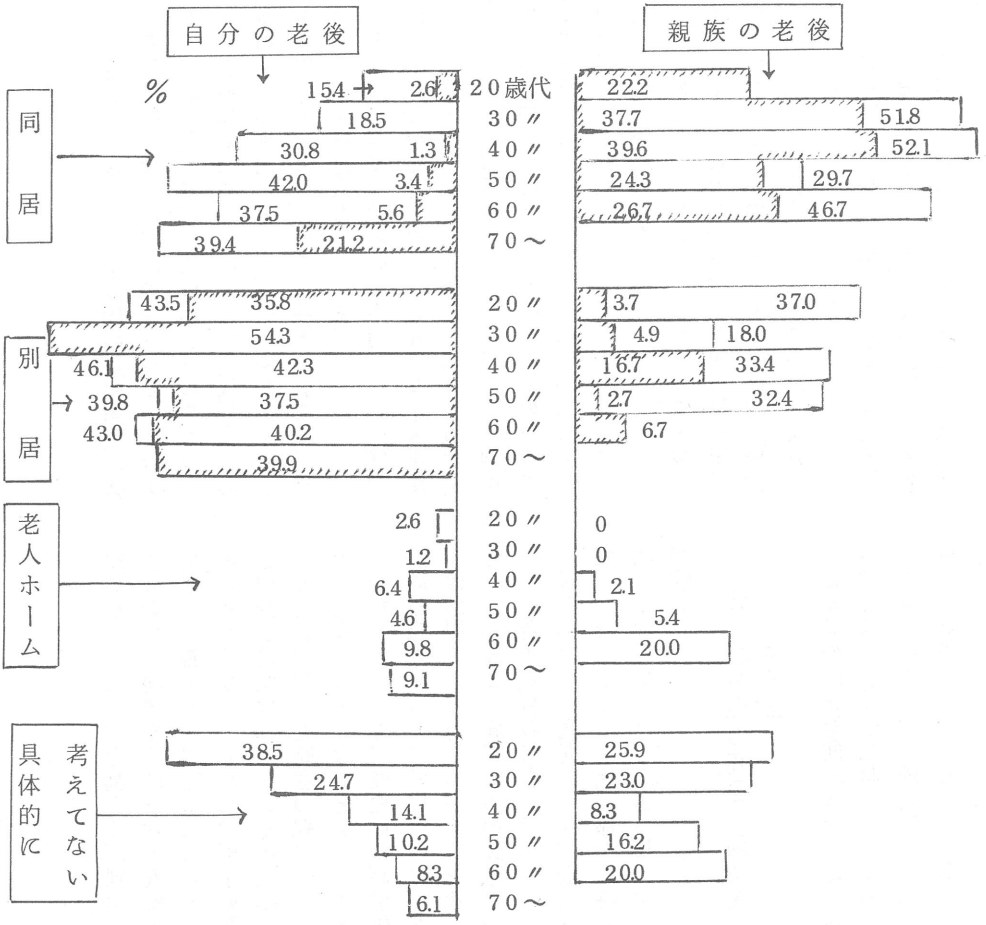

注）同居は「経済別の同居」と「完全同居」（▨：数字は内数）の合計
　　別居は「経済援助の別居」と「完全別居」（▨：数字は内数）の合計
資料：「隼人町における婦人の生活と社会参加の課題について」・鹿児島女子大学人間関係学科研究室・昭和５９年３月より作成

同居を考えているものが多く、若年世代の別居志向の強さによって、老年世代の同居希望が排除されている訳でもない。むしろ、鹿児島の老年世代の別居率の高さは、自分の望ましい老後に対して、六〇―七〇歳代以上においても、四割の婦人が別居と答え、別居志向が低下しないことの影響の方が大きく、世代間扶養においては、同居の余地も残された柔構造となっている。

また、別居率の高い割には、鹿児島市内では、祖父母世代と孫世代の相互交流も悪くない。鹿児島女子大学が実施した市内の高校生の「生活意識調査」（公立男女共学校・私立女子校・私立男子校各一校から、一―三学年の各一クラスずつを抽出）によると、祖父母との行き来は、「父方・母方両方の祖父母としばしば」が二八・七%、「父方祖父母とはしばしば」が一八・〇%、「母方祖父母とはしばしば」が三五・六%で、「どちらの祖父母ともあまり行き来をしていない」は一七・六%と少なかった。高校生と祖父母との交流は、父方より母方祖父母の方がやや多いが、どちらの系統であれ、市内に孫世代がいる場合は、祖父母世代との交流は比較的よく保たれているようである。

しかし、この高校生の結婚後の自分の親との同居・別居意識をみると、男子の場合、「ずっと同居」「一人暮らしになったら同居」を合計して、二九・九%の同居希望しか示されず、七割近くが別居希望となっている。女子の場合、同居希望は三六・九%と男子よりやや高いが、配偶者の親との同居希望になると二六・三%と、自分の親より低くなる。しかし、男子の場合にも、配偶者の親との同居希望は二七・二%の比率が示され、結局、高校生の場合には、配偶者の親については漠然としすぎており、男女差は全くないというべきであろう（図3）。

いずれにしても、鹿児島の高校生の自分の親との同・別居意識の場合も、別居原則に立ちながら、場合によっては同居へと移行する可能性を残しており、七割の別居志向は、表2の鹿児島市の高年者の七割強の別居率と、ほぼ符合するものである。

以上のように鹿児島では、別居を原則としながら、世代間交流によって家族関係を維持し、親世代が一人で生活出来なくなると、同居へ移行するという家族の考え方が強い。

五、鹿児島の同居・別居意識と居住地移動の問題点

鹿児島の別居原則に依拠した、親の老後の選択的同居の考えは、老齢や配偶者との死別・病気などで一人暮らしが困難になった老齢期における、別居志向から同居志向への比率の高まりとなっている。しかし、一見合理的

図3　鹿児島市内高校生の同居・別居意識　　（　　）内は実数

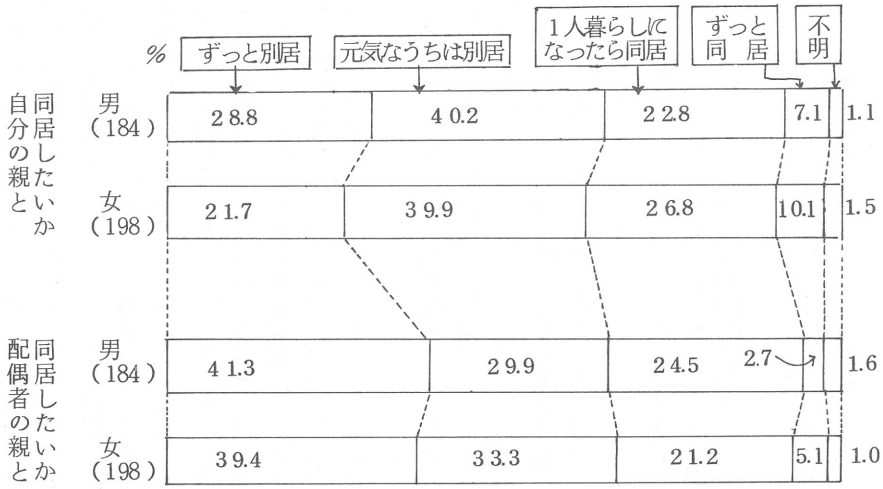

なこの考えも、近接別居が前提でない限り、さまざまな矛盾や不合理を生み出している。

鹿児島市内におけるように、子世代が比較的近距離に居住し、親・子・孫世代の交流が絶えず行われる場合は、親世代の健康状態、ライフステージの変化などに応じて、子世代の側からの柔軟な対応が可能であるが、それまで遠方に住んでいた親子が同居する場合は、移動する側の物質的・社会的・精神的負担は大きくならざるを得ない。

まず遠方に住む親子の同居を考えてみる。その一は親世代が子世代の居住地に移動する場合であるが、その場合、親世代は、永年住み慣れた居住地の環境や近隣・地域社会の人間関係・社会関係を放棄して、全く新しい子世代の住む環境や社会関係への再適応を迫られる。この環境の激変は、身体が弱ったり、一人暮らしになったりして、同居を必要とする老人の、精神的負担を更に増大させるばかりか、新しい環境への不適応につながる危険性も大きい。

鹿児島で同居を希望しながらも、現実には一人暮らしを続けている高齢者の多い背景には、子供が遠隔地居住となっていることも多い。それ程遠隔地ではない場合も、自分の居住地を移動してまで、子供と同居しようという高齢者家族は少なく、筆者が調査したことのある、姶良郡福山町の過疎山間地の高齢者世帯の場合、七五世帯中

五六世帯（七四・六％）は、絶対に居住地を引越したくないと即座に答えている。また残りのものも、引越さないで済む方法はないかと考え、わずか一世帯のみが、どうしてもやむを得ない場合は、あきらめて引越要請に応ずると答えたが、この世帯は娘や孫と同居しており、引越要請の生じる可能性のない世帯であった。この調査対象者（六〇歳以上）の過半数は、単身または夫婦のみの世帯であり、交通の便も悪い僻地に居住し、親子の接触頻度も「疎」となりがちの世帯を四分の一ほど含むが、その場合でも、子供の居住地に移動することには、抵抗感が強かった(1)。

高齢者の子供の居住地への移動が、どれ程困難であるのかを、独居老人の孤独死の事例によって示したい。この事例は、昭和五九年四月一三日付の、南日本新聞の地方版の記事から名前のみ秘匿し、原文のまま引用するもので、見出しは、「独居老女・孤独の死・福山・九日目に長男発見」となっている。

『一一日午後一〇時半頃、姶良郡福山町福山、無職N・キヨさん（八四）方ふろ場の浴槽で、Nさんが死んでいるのを、訪ねて来た鹿児島市に住む長男が見つけ国分署に届け出た。

調べによると、Nさんは四七年に夫をなくし独り住まい。最近心臓が弱っており、五右衛門ぶろに入っているうち、心臓発作を起こし、でき死したらしい。

二日夜、長男からの電話に応待しているが、六日に大口市に住む実弟の電話には出ていない。二日付の新聞を読んだ形跡はあるが、三日付からは新聞受けに入ったままになっていた。同署は二日午後一〇時頃死亡したと推定している。

Nさんは、長男から同居するようすすめられていたが、夫と暮らした福山町の自宅から離れたくないと断っていたという。家にこもりがちだったことから、近所の人も死亡を気づかず、電話に出ないのを不審に思って訪れた長男に、死後九日目に発見される結果となった。』（傍点は筆者）。

この事例では、死亡した婦人は八四歳の高齢であり、夫との死別後一二年間も独り暮らしを続けている。長男の居住地鹿児島市とは、車で二時間の距離にあり、決して近距離とは言えないが、京阪神・東海地方等に居住する子供が多い福山の老人の中では、長男が鹿児島市に居住しているのは、むしろ恵まれた方である。

しかし、この距離では、老人の方から子供の居住地へ、頻繁に出かけることは困難であり、交通の便もよくない。結局、子供の方から老人を訪ねてくる以外には、親子の交流も途切れるしかなく、子供の方では、訪ねてくる代わりに、時々電話で交信をとっていたようである。

老人は最近心臓が弱っていたとあり、いずれにしても独り暮らしが困難な年齢であったと思われるが、それでも長男の同居のすすめを断っている。近所との交流もなくなっているが、永年住み慣れた家を離れたくないというのが理由である。

鹿児島の「親が元気なうちは別居し、一人暮らしになったら同居」の考えは、以上のように、親子の居住地が遠く離れている場合には、居住地移動の困難を伴い、鹿児島の現状とは矛盾する考えとなっている。

居住地移動のその二は、子供夫婦が親との同居のため、自分の居住地を移動する場合であるが、鹿児島のように子供の多くが遠隔地に住んでいる場合、この移動は、子供の職業や職種などの変更であり、孫達にとっては学校や友人関係との訣別である。また妻にとってもそれまでの知人・友人・近隣関係等との別離であるばかりか、子供夫婦が移動によって蒙る経済的・社会的・精神的負担は、時には家族関係の緊張や家族崩壊にも結びつく危険性も伴っている。

昭和五九年四月二九日付の南日本新聞の投書欄に現れた、一五歳の女子中学生（匿名）の投書は、これを物語っている。彼女は両親と共に四〇〇キロも離れた都会から、祖母の面倒をみるために鹿児島に来て、祖母と同居するようになって以来、都会にいた頃はしなくて良かった気苦労を家族全員がするようになり、働かなくて良かった母親が働くようになり、父親の性格も変わり、姉は小さい時からの夢を断念し、家族はばらばらになったと訴え、一家の幸福を奪った祖母に、非難を集中させている。

『……おばあちゃんは私たちの幸福を奪っていくだけなのですか。一度はおばあちゃんの手を離れ、単立っていった子供に、また世話になるのですか。お父さんとお母さんが一緒になり、自分から去って行くことを喜んだのに、自分が年をとったから、長男のお父さんを四〇〇キロも離れた所からよび寄せたのよね。自分の喜びを得るために、私たち家族の幸せをもぎとりました。……』（傍点筆者）。

遠隔地居住の孫世代には、鹿児島の「親が元気なうちは別居し、一人暮らしになったら同居」の考え方は、いかにも不合理なものとして、受けとめられている訳である。

鹿児島では、中学・高校生頃に、同じような体験をする子供も多く、その後、同新聞の投書欄に現れた意見の中には、家族全員で祖母に自然に接したにもかかわらず、家族の人間関係の中に祖母は決して入って来ず、結局、祖母が家を出ていくことで家族の不調和は解消されたというものもある（五月一四日付、匿名希望の二三歳の主

婦）。

このような居住地移動は量的には把握しがたいが、昭和五二年度の鹿児島県のUターン者の動向調査では、三五―五四歳のUターン者は、五〇四名中五一名（一二・六％）となっている。雇用保険の受給資格をもつ県外事業所の離職者は、この三〇倍以上あるので、少なく見積もっても年間一、五〇〇名程度の中高年のUターン者がいることになる。県外事業所の離職理由は、家庭の都合（三七・四％）が最大の理由で、男性の場合、家庭の都合とは、「長男だから」四九・三％、「家族の死亡・病気のため」二三・九％、「家業をつぐ」一一・三％、「その他」一五・五％となっている（資料・Uターン者の動向調査結果・昭和五四年二月・民生労働部職業安定課）。

このような家庭の都合による中高年の居住地移動は、若い女子中学生が告発しているように、遠距離居住の子供夫婦や孫世代を鹿児島に呼び寄せ、人生のやり直しを若い世代に要求する矛盾も内に含んでいる。

以上のように、親世代の移動であれ、子世代の移動であれ、親が元気なうちは別居し、身体が弱ったり、病気や一人暮らしになったら同居するという鹿児島の選択的同居は、親子の近接別居を前提にした場合は妥当な考えではあるが、遠隔地居住の親子には無理が伴う考えである。そして、近距離居住の場合には、無理に同居しなくても、頻度の高い交流で、親世代に生活介助の必要が生じるまでは別居が可能ということでもある。

いずれにしても、鹿児島の別居を原則とした老後の選択的同居の考えは、近接別居が前提でなければ、矛盾が大きすぎる。ところが戦後の急激な社会変動は、鹿児島の農村部からも、農業後継者を根こそぎ都市部へ吸引し、近接別居による親子世代の扶助システムを、内外両側面から突き崩している。結局、鹿児島の高齢者の老後は、高齢夫婦のみの時代を通過すると、一人暮らしの可能性が高くなる構造をもっていることになろう。

六、鹿児島の家族と婦人の老後問題

日常生活における高齢者世帯の生活困窮度が、一般的に高いことは、生活保護被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が、四割近くに達している現状をみてもわかる。鹿児島県の昭和五七年度の高齢被保護世帯（年間延数）は三八・一％であるが、このうち三一・八％が単身高齢者世帯となっている(2)。

昭和五八年の六〇歳以上の高齢被保護世帯の男女別内訳をみると、男二七・六％（三、一〇一人）対女七二・三％（八、一一七人）と、被保護世帯の七割以上は女で占められている。このうち単身世帯のみをみると、男一七・四％（一、一五二人）対女八二・六％（五、四五五

人）と、高齢被保護世帯の中でも単身、その中でも婦人に、生活困窮者が集中的に現れている(3)。

また、鹿児島県の老人ホームの男女別内訳をみると、男性二九・三％（一、八八一人）対女性七〇・七％（四、五三九人）と、ここでも全体の七割を女性が占めている(4)（昭和五九年七月一日現在）。

昭和五五年における同県の、六五歳以上人口千人当たりの老人ホーム定員数は二四・〇人で、この定員数は、北海道（二九・七人）、宮崎県（二六・三人）、長崎県（二四・六人）に次ぐ、全国第4位の高い水準にあるが（社会生活統計指標・昭和五八年版）、この定員数で入所希望者のニーズが決して満たされている訳ではない。

同じ五五年に鹿児島県は、社会福祉総合調査を実施している。この報告書によると、六五歳以上の在宅高齢者のうち、特別養護・養護・軽費を含む老人ホームへの入所希望者は、県全体で四、三〇〇人に達している。六五歳以上人口千人当たりでは、一九・〇人と計算される。この人々の老人ホーム入所希望を全部満たすには、現在の定員数の一・八倍を必要とすることになり、この七割を婦人のニーズと推計すると、六五歳以上人口千人当たりの老人ホームへの入所のニーズは、男性一三人に対して、女性三〇人の計算になる。

鹿児島の「一人暮らしになったら同居」の接近別居原則が、社会変動によって壊され、別居原理の理念のみが生活習慣として残されているとすれば、現実問題として、鹿児島の核家族の老後の一人暮らしの生活課題は、どこが、また誰が、最終的責任者としてこれを引き受けるべきであろうか。

筆者も加わった昭和五八年の、鹿児島市の社会福祉意識調査によると、婦人の六割（五九・五％）は、老後生活の最終的責任の所在を自分にあると考え、また婦人の六五・五％が老後は子供に頼らないつもりの生活を考えている(5)。しかし、一人暮らしの病気や介護を必要とする老人達の基本的ニーズは、必ずしも満たされている訳ではない。

表5は昭和五七年四月―五八年一二月までの、国分署管内（一市三町）における独居老人の孤独死のケースである。同表には、7・10番を例外として、自殺のケースは省いている。同表をみると、高年齢・病気などで、介護を必要とする老人達が、一人暮らしで自力で生活している状況がうかがわれる。

鹿児島の近接別居の原則を維持しながらの孤独死、又は変死は、1・6・9・11・13番などである。病気・高年齢などの一人暮らしとして5・11・12・13・15番などがあるが、11番は隠居棟に住んでいても、母親の病死さ

表5　国分署管内の独居老人の孤独死のケース　（S．57.4月～58.12月まで）

番号	性別	年齢	死亡推定日時 発見日時	死亡場所 死因	発見者・発見時の状況 その他	死亡者の住所
1	男	87	57. 4.23PM10：00 57. 4.24AM 6：30	隠居棟寝室 急性心不全	隣棟の息子夫婦が食事を運んでいって発見	国分市
2	女	72	57. 5.29AM 9：00 〃 AM11：30	自宅布団の上 急性心不全	大阪のいとこが電話したが出なかったので、近所の人に電話でみてもらうよう頼んだら死亡していた	隼人町
3	女	71	57. 9.20PM 9：00 57. 9.22PM11：40	自宅布団の上 脳いっ血	近くに住むいとこが発見	国分市
4	女	72	57.10.22PM 4：00 57.10.23PM 3：40	自宅茶の間 脳内出血	隣の人が用事があって立寄ったが返事なし。茶の間裏庭の降り口に腰かけ、足をあげあお向けに死亡	国分市
5	女	92	57.11. 5PM 6：00 57.11. 6PM 4：00	自宅いろりのそば ぜん息の発作による心不全	姿がみえないので隣人が行ってみた。ぜん息で通院中だった	隼人町
6	男	67	57.11.15PM 5：30 67.11.16PM11：20	近くの小川に自転車ごと転落死・脳内出血	近所に住む娘が発見、娘の家に向かう途中、脳内出血でめまいを起こし、自転車のハンドルをとられたもの	隼人町
7	男	60	58. 1.20 58. 4. 5	自宅 首つり自殺（孤独）	鹿児島市に住む長男が発見・すでに白骨化していた	隼人町

8	男	52	58. 2.25PM 4:00 58. 2.27PM 3:20	アパートの自室 アルコールと食事をとらないための衰弱死	弟が訪ねて行って発見	国分市
9	男	83	58. 3.14PM 3:30 〃 PM 6:05	自宅浴槽 溺死	別棟に住む息子が発見	隼人町
10	女	81	58. 3.11PM 6:00 58. 3.12AM 8:20	国分市内老人ホーム・自殺（ビニール袋をかぶって窒息死）	老人ホームの職員が発見 病気・佗しさから（親族有）	国分市
11	女	82	58. 4.22PM 8:00 58. 4.23PM 8:00	自宅隠居棟 病死	同敷地内の息子が発見	隼人町
12	女	75	58. 7.15AM 0:00 58. 7.16AM10:40	自宅 脳いっ血（病死）	近くに住む義理の姉が発見	隼人町
13	女	84	58. 8.31PM10:00 〃 PM11:30	自宅 急性心不全	電話に出ないので近くに住む長女が行ってみて発見。入院歴あり、心臓が弱っていた。	隼人町
14	女	79	58.12.25PM 5:30 58.12.27AM 7:50	自宅コタツの中 一酸化炭素中毒死	近所に住む実の妹が発見・毎日顔を出す妹が旅行中の出来事だった	福山町
15	女	86	58.12.26PM 3:00 58.12.27PM 3:30	自宅廊下 脳内出血	部落内班長が公報紙を配布に行き発見 高血圧症・動脈硬化で入院歴有り	霧島町

え気づかないほど接触がない。また、7番は長男が鹿児島市に住んでいるが、自殺した親が白骨化するまで、発見出来なかったケースである。食事をとらず衰弱死する8のケースは、鹿児島では男性に時々みられる。

国分署管内の老人の孤独死だけでも以上のとおりで、県全域の正確な統計はないが、同管内のケースをみても、男性より女性の数の方が多い。鹿児島の高齢化は、以上のように、下層の婦人の貧困問題のみにとどまるものではなく、別居を原則とする中流意識の婦人の老後問題にも、深刻な問題を投げかけている。これに対する婦人の側の主体的取り組みは弱く、今後の老後問題における、婦人問題の基本的視座の導入を必要としている。

注(1) 保坂著「過疎地高齢者の生活実態と意識・I 高齢者の家族の現状と意識」、鹿児島女子大学研究紀要第三巻第一号

(2) 鹿児島県『社会福祉統計年報』、昭和五七年度

(3) 被保護者全国一斉調査基礎調査集計結果表・昭和五八年・鹿児島県分

(4) 老人福祉施設入所者状況調査

(5) 「鹿児島市における社会福祉意識調査報告書」、鹿児島県地域福祉研究会、昭和五九年三月

(鹿児島女子大学講師)